

# 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

公表日 2023年8月18日

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	52.3% (除く医師 83.1%)
正職員	56.5% (除く医師 84.4%)
パート・有期職員	33.5% (除く医師 80.0%)

対象期間 : 令和4年事業年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃金 : 基本給、超過労働に対する手当、賞与等を含み、退職手当等を除く

正職員 : 正職員

パート・有期職員 : パートタイム職員、嘱託職員、非常勤職員

差異についての補足説明

・医療法人であり、相対的に医師の person 費が高い事から、全区分とも大幅に男性比率が高い状況となっています。参考として( )内に除く医師の差異を表示しております。